

横港整第 38 号

令和 7 年（2025 年）9 月 10 日

原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会 呉東 正彦 様
非核市民宣言運動ヨコスカ、ヨコスカ平和船団 新倉 裕史 様
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会 新倉 泰雄 様

横須賀市長 上 地 克 明
（ 公 印 省 略 ）

質問書の回答について

標記について、2025 年 7 月 15 日に質問のありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

問 1 これまでの、連絡橋の杭打ち工事、海上構造物の建設、浚渫工事、道路部分の水域占用についての港湾法 37 条協議の日時、経過及び工事の完成状況を明らかにし、（市議会には逐一報告されてきたのでしょうか。）今回の港湾法 37 条協議の対象と、予定日時を明らかにして下さい。

回答 1

各工事の水域占用協議における占用期間は、以下の通りです。

なお、今後の工事の進捗状況によっては、変更になる可能性もあります。

また、港湾法 37 条協議の内容については、市議会等に報告はしていません。

連絡橋工事（下部工・上部工）	2022/6/7～2025/10/31
浚渫工事	2023/12/1～2025/11/28
周回道路工事	2024/8/19～2026/3/31

（許可日は、各占用期間の開始日）

問 2 棧橋の建設、浚渫工事及び艦船の狭い長浦、深浦湾入口部分での回頭は、深浦港の漁民に深刻な影響を与えます

対象船舶が回頭して、後ろ向きに入港してくるとすると、棧橋のすぐ東側の陸地沿いの浅い三角形の部分で座礁することはないのでしょうか。

2022 年 5 月 22 日に長浦湾で発生した海上自衛隊の護衛艦どおしの衝突事故についての

運輸安全委員会の船舶事故調査報告書（資料 1）が公表されました。それによるとこの事故は栈橋建設が行われようとしている浦郷弾薬庫前の水域から僅かな距離の狭い同じ航路上での護衛艦の回頭の失敗によるものと報告されています。本件栈橋の建設もこの航路を同様の艦船の接岸によって、さらに航路を狭くする形となりますので、同様の衝突事故の危険を発生させるものです。

上記事故が示す当該狭い航路での船舶航行の危険性の観点から、同様の事故が起こるのではないかを、南関東防衛局に指摘して見解を求めるとともに、危険性を増加させる栈橋の建設の協議を完了させないで下さい。

回答 2 国からの回答は、以下のとおりです。

米軍の艦船の運用にあたっては我が国の公共安全に妥当な考慮を払って行わなければならないものと認識しております。

また、自衛隊の艦船の運用にあたっては引き続き関係法令に基づき、航行の安全に万全を期して参ります。

問 3 この栈橋及び連絡橋は、弾薬の積み卸し作業をするためのもので、この栈橋のすぐ西側に隣接する海上自衛隊の建物との火薬類取締法施行規則 23 条等による保安距離（550 m？資料 2・3）は確保されているのでしょうか。

また米軍の施設ですが、米国防総省の爆弾及び爆発物安全基準による保安距離は確保されているのでしょうか。

本件工事は、日本側の予算によって行われるものであり、日本国法が適用されるものです。従って、日本法上違法であるならば、日本側の予算によって建設することができないばかりか、港湾法 37 条の協議も完了できないはずです。このことは、過去の 12 号バースに関する港湾法協議で、日本国の土壤汚染防止法が適用されて対策工事が行われた先例からも、明らかです。

また、港湾法 37 条 2 項は、『港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、・・・るものであるときは、許可をしてはならない。』と規定しており、今まで海上で行われていた弾薬の積み込み、積み卸しを栈橋で行うための施設工事において、火薬類取締法施行規則 23 条の保安距離が遵守されていないことによって、栈橋や連絡橋上で火薬類が爆発をすることが港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えることは明らかですから、日本国法による保安距離の遵守は、港湾法の許可の必須要件とされねばならず、その検討なしに協議完了されたならば、それは違法な協議完了であると言わざるをえません。

従ってこの日本側予算での工事については、日本国も遵守されていなければならないことを、防衛省に伝え、再度火薬類取締法施行規則や、港則法の規定上、合法であることの確認を求め、それがなされるまでは、協議を完了させないよう、強く求めます。

回答3 国からの回答は、以下のとおりです。

提供施設区域内で日本側が建設工事を行う場合には、国内法が適用されるため、国内法令上の手続に則って適切に施設を整備して参ります。

問4 連絡橋についてはボーリングの結果、海底の岩盤層等の地形が複雑であったため、追加のボーリング調査を行い、その結果に応じて、設計変更をしたとのことですが、栈橋部分についてはどうだったのでしょうか。

連絡橋部分について、ボーリング調査の結果の情報公開を求めるとともに、栈橋部分についても、事前にボーリング調査結果の提出を求め、市議会にも市民にも、情報公開して下さい。

栈橋部分についても、杭の長さ、海底に打ち込む深さは相当のものとなり、かつ場所によって違って来るものと思われそうですが、どうなっているのでしょうか。

回答4 国からの回答は、以下のとおりです。

栈橋については、当初のボーリング調査の結果を踏まえ、支持層を更に詳細に把握するための追加ボーリング調査等を行い、設計に反映させています。

情報公開については、関係法令に基づき適切に対応します。

問5 この連絡橋と新設栈橋部分の利用のされ方、即ちどの程度の重量の、どのような機材と弾薬が往来することとなるのでしょうか。また、どの程度の重量の艦船が接岸、利用することとなるのでしょうか。

栈橋にクレーンや、係船設備、ユーティリティーは作るのでしょうか。

連絡橋部分の協議書にはその設計図面は提出されていますか。

土質構成と、基礎深度、栈橋自体及び積載重量に対応した、また耐震性を充足した構造計算書は提出されるのでしょうか。

連絡橋部分の協議書には構造計算書は提出されていますか。

将来事故が起こったら大変なこととなりますので慎重にその内容を検討して下さい。

またこれらを過去の12号バースの港湾法協議と同様に市議会にも市民にも、情報公開して下さい。

回答5 国からの回答は、以下のとおりです。

米艦船への弾薬の積み下ろし作業が実施されるものと承知しています。また、日米地位協定上、米軍による当該施設・区域内における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないものと認識しています。

栈橋の整備については、栈橋本体と付帯施設である連絡橋及び浚渫等を行う計画となっております。

港湾法37条に基づく占用協議につきましては港湾管理者と調整の上、適切に対応して

参ります。

情報公開については、関係法令に基づき適切に対応します。

問6 この棧橋について、市民には、①海上自衛隊による共同使用はないのか。

②海上自衛隊のトマホークミサイルが浦郷弾薬庫に保管されて、この棧橋で積み卸しされるのではないかと懸念があります。

その場合、仮に米海軍について火薬類取締法の適用はないとしても、海上自衛隊には火薬類取締法の適用があるので、火薬類取締法施行規則 23 条等による、一般民家との保安距離 (550m 資料 2・3) 違反と、実際に 550m 以内にある市民の住宅の安全性が問題となります。

そこで市民の安全の確保の観点から、上記を南関東防衛局に照会し、きちんと上記の目的による使用や保管がないことの文書による確認を協議の条件として取って下さい。

回答6 国からの回答は、以下のとおりです。

現時点において米軍浦郷倉庫地区における海上自衛隊との共同使用にかかる計画はありません。

問7 地図(資料 4・5)上、棧橋と海上自衛隊の基地、護岸部分が接続してしまうように見えますが、どうなのでしょう。そのなると、説明内容と異なる大型船舶が将来両棧橋を一体として使用することにならないのでしょうか。

また以前の協議の際、両者の間にフェンスを作るとの説明を受けましたが、説明内容と異なる、大型船舶が両棧橋を一体として使用したり、海上自衛隊のトマホークミサイルを、米海軍浦郷弾薬庫に共同使用で保管して、連絡橋を通して、新棧橋や、海上自衛隊の護岸部分で、護衛艦に積載される作業が行われることにならないのでしょうか。

市民の安全の確保の観点から、上記を南関東防衛局に照会し、きちんと上記の目的による使用がないことの文書による確認を協議の条件として取って下さい。

回答7 国からの回答は、以下のとおりです。

棧橋と海上自衛隊船越地区の岸壁とは、接続しない予定です。

また、現時点において米軍浦郷倉庫地区における海上自衛隊との共同使用にかかる計画はありません。

問8 過去に横須賀本港の海底のヘドロ、海水からダイオキシン、トリブチルスズ、水銀、砒素、鉛、硫化物が、相当量検出されており、また三浦半島では、岩盤層から、環境基準を超える天然砒素が検出されています。(資料 6)

岩盤層の杭打部分の水底に堆積した土砂、及び海底岩盤層土砂の環境調査はすでに行われているのでしょうか。海底の岩盤層への杭打ちと浚渫によって、これらの汚染が拡散す

るおそれがあるので、これらを協議前に提出させ、公開して下さい。

横須賀市東部漁業協同組合及び漁民への説明と同意取得はなされているのでしょうか。

問 9 杭打ちによって有毒物質が、さらに汚濁（SS）が拡散して周辺での漁業や海洋生物に影響を与えます。

杭打ち工事による汚濁の拡散防止体制と、水質の検査・チェック体制を明らかにさせそれを厳格に審査して下さい。

回答 8, 9 国からの回答は、以下のとおりです。

本事業である栈橋等の整備並びに浚渫工事に関して、横須賀市東部漁業協同組合の同意を得て実施しております。

栈橋等の整備及び浚渫工事の実施にあたっては、関係法令に基づき、適切な汚濁防止対策を講じています。

問 10 今後の施工計画、工程表を明らかにさせ、それを市民に対しても、情報公開して下さい。

回答 10 国からの回答は、以下のとおりです。

栈橋整備に係る現在のスケジュールは以下のとおりです。

連絡橋工事：令和 4 年度から令和 7 年度（※令和 2 年度契約）

浚渫工事：令和 5 年度から令和 7 年度（※令和 3 年度契約）

道路工事：令和 7 年度から令和 9 年度（※令和 5 年度契約）

栈橋工事：令和 7 年度から令和 11 年度（※令和 5 年度契約）

情報公開については、関係法令に基づき適切に対応します。

問 11 新たに制限水域として提供される予定部分 1.3 ha とは、栈橋から 50 ヤードの部分となるのでしょうか。栈橋工事のどの段階で提供される予定なのでしょうか。

これらを南関東防衛局に照会して下さい。

これまで基地の陸地から 50 ヤードの水域は制限水域とされていますが、今回は単なる水域の上部を占有する栈橋で陸地でもないし、これまでにない米軍基地面積の拡大となるので、港湾法協議も含めて認めるべきではなく、反対の意思表示をして下さい。

また、市は同じ面積の提供水域の返還を求めていると言いますが、市議会の答弁によれば、返還を求めている水域も特定されていない、とのことであり、提供と返還が同時に行われなければ空手形に終わってしまうおそれが大きいため、返還水域が示され、返還が約束されるまで、港湾法協議も含めて認めるべきではなく、反対の意思表示をして下さい。

回答 11

棧橋が完成するタイミングで、新たに提供される水域の座標というものが、ある程度固まってくるものと思います。市としては、同等の水域の面積を米側から返還してもらうよう求めてきたところであり、本市の要望に対して国からは、「水域の返還については、施設分科委員会の枠組みを通じ、日米間でしっかり協議・調整していく」との回答がありました。

問 12 1.3 ha の提供水域の拡大によって、長浦港の日本の民間船舶の航路、泊地部分が狭くなるおそれがあるのに、先の港湾審議会にも、提供水域の拡大の点は報告されていません。この内容は軽微な変更の範囲を明らかに超えています。

この提供水域の拡大の報告と承認を含めた港湾審議会の港湾計画の変更手続きをやり直し、ないし新たに行ってください。

回答 12

提供水域の範囲については、その予定位置を含め現時点では決まっておりません。

しかし、港湾管理・運営上支障がないように、国と調整していきたいと考えています。また港湾審議会への報告などについても、今後、適切に判断していきます。

問 13 上記棧橋から 50 ヤードの部分は令和 3 年の市議会への説明資料では浚渫についての港湾法 37 条協議には含まれていましたが、令和 5 年の市議会への説明資料には含まれていませんでした。(資料 7・8) 結局この部分の浚渫は実施されたのでしょうか。

されたとすると、この部分はまだ提供水域となっていないので、日本法の適用を排除できる根拠はなく、港湾法 37 条協議なしに行われた浚渫は違法となるのではないのでしょうか。

回答 13

浚渫は、港湾法 37 条協議を行い、その範囲は了承しています。